

としよのかぜ

宇部市立藤山小学校
図書だより 5月
Vol. 2

図書よりお知らせ

前年度からの変更点



① 借りられる冊数について

変更前は1～2年生1冊、3～6年生 2冊でしたが、変更後は、**全学年1人1冊**です。

② 借りられる本について

変更前は、1年生は0～3類は、平和学習の本は貸出不可、全学年他学年の本は貸出不可でしたが、変更後は全学年貸出禁止のシールが貼ってある本以外は貸出可能になりました。ただし、1年生については様子を見てから利用できるようになります。

③ 中間休みと昼休みの利用について

変更前は、1～2年生は中間、昼休みの利用は不可でしたが、変更後は**全学年中間休みと昼休みは利用可能**になりました。ただし、1年生については様子を見てから利用できるようになります。

④ 借りた本の保管

1～2年生は学校保管で家には持ち帰ることができません。**3～6年生は家に持ち帰って読むことができます。**ただし、本は大切に扱い無くさないようにお願いいたします。

最近の学校図書館の様子 ～図書委員会のレファレンス～

昼休みに曜日ごとに当番を決めてがんばっています。



ほっと一息コラム



シリーズ学校図書館法 ～第1回 法律の目的～

1953年に学校図書館法が制定されました。学校図書館法の第1条には、学校図書館が学校教育において欠くことができない重要な設備であり、学校教育を充実することを目的とすると書かれています。